

地方行政委員會議録第二十四号

昭和二十七年四月二日(水曜日)
午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君
理事 大泉 寛三君 理事 野村 專太郎君
理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君
有田 二郎君 川本 末治君
前尾 繁三郎君 吉田 吉太郎君
藤田 義光君 大矢 省三君
立花 敏男君 大石 ヨシエ君

出席閣僚

出府閣僚 岡野 清彦君
出府政府委員 荻田 保君

総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)
総府府事務官(地方財政委員)

委員外の出席者
専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

四月二日

委員池見茂雄君及び上林興市郎君辭任につき、その補欠として中山マサ君及び八百板正君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に関する件
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
町村職員恩給組合法案(内閣提出第九二二号)(予)

○金光委員長 これより會議を開きます。

昨日に引続き、地方税法の一部を改正する法律案、及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、町村職員恩給組合法案の四案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑を許します。大泉君。

○大泉委員 ちよつと大臣に簡単に尋ね申し上げますが、今回の政府の地方財政法の改正案に対しては、きわめて妥協な考え方であると思ふのでありますが、ただそれだけでは政府の自治体に出される金を、自治体の住民に対してけつこうなことを、はたしてこの自治体の住民が政府の意のあるところを全幅的に受け入れられるかどうか、要は結局自治体を運営しておられるところの理事者あるいは議會等においては、よくわかるかもしれないけれども、一般の住民には、どうも政府の意のあるところがわからぬやないか、結果において理事者の意の通りに経費が使われて、そうして残つたところは、住民がどうも何も知らずに責任を負わなければならないという結果になりはしないか、結局新しい事業や、また政治的な要望にこたえて、理事者がのびきならないような状態に追い込まれる結果になりはしないか、私はこう心配するのであります。これだけの政府の平衡交付金の中から、住民の希望した通りに使われるけれども、何といつても理事者なり、議會なりがこれを運営して行く。結局どうもそこに責任を負わせられた跡始末が、何らかの方法で是認をされるという結果になつて、しまひにはまた政府に泣き込む、こういう結果になりはしないか、私はこう心配するのであります。あくまでもやはり住民の代表者としての議會なり理事者なりが、よくその住民の腹とびつたりして行けば、お互いに自分たちの責任において、これは遂行されるのでありますけれども、とかくどうもその点は政府の見るような結果が私は生れないのじやないか、こう思ふのです。政府の見通しについて一言大臣に所見を伺つておきます。

○岡野閣僚大臣 御説しごくもつともございまして、また現在の地方自治の実情をよく御存じの大泉さんでございまして、私の考えておりますことと同感でございまして、ただいま非常に高度の自治制度がしかれておるようになつておりますけれども、住民のこの自治制度に対する理解というものがまだ足りないのじやないかという感じがしております。そこで自治庁におきましては、この新自治法を施行いたしまして以来、自治確立運動という運動を起しまして、あらゆる市町村の理事者並びに政治家、すなわち議員とか

で、自治の確立をする啓蒙運動をしておつたのであります。今のお説のように、住民が理事者並びに議員あたりのしていることに理解がない。理解がないということには、結局昔風に理事者並びに議會、今議會が最高権威者でありますので、その独裁的な政治になつて行きます。ですから昨年の秋から始めて、一般の住民に自治の啓蒙運動をする、こういうことにしております。

これは関係筋のおさしずもあつたように伺つておりますが、そのことが動機になりまして、今では住民に今の自治制度をよくのみ込ませるというふうな啓蒙しつつあるわけでありまして、われわれといたしましては、できるだけつばな自治制度にして行くために、各種の法案を出しております。それを理事者並びに議員にはもちろんよく理解してもらわなければなりません。したがって住民の意思を尊重するといふことが一番大事だと思ひます。しかしながら住民は案外の手ごたえがあるから、これでは自治はほんとうに完成しないと思ひますので、啓蒙運動を住民の方に向けて進めております。こういうふうにして進めるだけ趣旨に沿うよううにして行きたいと考えております。

○大泉委員 武岡さんもちつしやいますから、地方財政委員会の方のお考えも承りたいと思ふのであります。地方住民の考え方も知識も、あるいは財産程度もみな一律一体なら、国から受ける利益というものと自分の自治体から受ける利益というものは、みんな同じになりましようけれども、住民それぞれ貧富の隔たりが非常にあります。また事業上においても税の負担というものはみんな違つておる、こういうように種々雑多な内容を持つておるので、国及び自分の自治体から受ける利益といふものはきつめて隔たつておる、あるいはまた矛盾しておるようなこともある得ると私は思ふのであります。こういう際に住民を啓蒙し、その理解を求めるといふことも、なか／＼困難じやないかと思ひますから、やはりこれはある一定の限度を定め、これ以上の事業に対しては、住民の負担においてやらなければならない、ただ全体の住民の負担を大まかにきめてやつたのでは、結果においてどうも足りないものが出て来ます。やはり一定の基準がないと、しまひにはのびきならない結果になるのじやないかと思ふのです。この点について地方財政委員会の方のお考えはどうなんですか。

○武岡政府委員 お尋ねの御趣旨は、自治団体は今の民主主義の原則によりまして、多数の意思を反映して行政なりまたそれに伴う財政の運営をやるというものが、今の憲法上の建前になつておるのであります。その場合つまり少数者の意見というものが無視されることになるのではないか、こういう御趣旨だと思ふのであります。これは地方財政委員会といたしまして、財政上の問題で申しますならば、その団体が行います行政の裏づけとなる財政負担におきまして、希望しない少数の者が税の負担なりその他を負わされると

いうような事態が起ることは、今の民主主義の原則からいってどうであらうか、こういうことかと思ふのであります。まことにごもつともなお尋ねかと思ひます。地方行政並びに財政の運営におきまして、やはり民主主義の原則に立つて、多数の意思を尊重して参らなければなりません。住民全体がまつた一人の反対者もないというような意思を、その団体の意思として決定するということは、なか／＼困難な場合も多からうと思ふのであります。これは今の原則から申しますならばやむを得ないのではないかと、ただ財政上の負担ということから申しますならば、もちろんこれは個人々々の財政状態というものは十分考慮いたしまして、たとえは税収等におきましては非常に困難があるものについては、減税あるいは免税ということも考えなければなりません。災害等によりまして負担力がないというようなものにつきましては、その負担を軽減せしめるといふような措置も決定されて行かなければならないのではないかと、そういうふうなことが考えられるのではないかとと思ひます。

○大泉委員 自治体が何か事業をやらんとするときには、とにかく自治体の意思あるいは自治体の責任においてやられるのだから、多数の意見を尊重してやられることはけつこうだが、何といつても実際の問題としては、税の負担をするのは少数の者が多く負担をして、どつちかというところ多く負担しない、あまり裕福でない者が多い。結局財政負担ばかり多くなつてしまつて、収入の方と非常に不均衡な結果がますます生じて来るというようなことがあ

り得ると私は思ふ。そういう場合に、結局足りないところのしりぬぐいは、やはり地方の財政の総元締めである地方財政委員会としては財源を見つけて、これに対する課税の問題が出て来るのであります。いわゆる負担をしない人が大勢で、負担をする人がきつめて少数で、これに一つの限られた税率で行く。私はどうもここに無理が生じやしないか。つまりこの自治体の内部のいわゆる予算編成上において、きつめて少数の住民の意思ばかり尊重してのつぎきならない結果になりはしないか、こう思ふのです。一たび与えられた利益なり特権なりというものは、まともだすなんというところはとていできなない。であるからよほど慎重に考えなければならぬ。政府で野放しにこういう自治体の意思を尊重して、自治体の力において何でも処理運営するといふことはけつこうだけれども、しかしそれでどうにもならないのではどうも得にならないことになる。こうしたことも考えに置いてやらなければならぬと考えるのであります。そうした心配はしていませんか。そういうことはないと信ぜられますか。

○武岡政府委員 団体によりましてはその団体を構成している住民の負担力との関係から、必ずしもその団体が行政をやつて行くのに必要なだけの財源を得られない、財政的に非常にきつてくつである、こういう団体があつて得るわけでありまして。そういうものについてただその団体の全体の、多数の意思と申しますか、団体自身の意思として非常に高い税率をきめたというような非常に無理な財政運営をやつていて団体と、それからまた一方におきまして

比較的裕福と申しましたら、豊富な財源を持つてゐる団体があるわけでありまして、それらの場合にそういう団体間における財政上の調整を国として考える必要はないか、こういう御趣旨でございませうか。

○大泉委員 いや、団体と団体の場合じゃない。自治体の中の内々ゆる貧富の差において非常に負担過重で困るような結果が生じやしないか。

○武岡政府委員 均衡の問題ですか。

○大泉委員 自治体と住民の負担力との間に、一つの摩擦が生じやしないか。

○武岡政府委員 そういふ御指摘のようには非常に負担力と申しますか、税金だけに限りますまいが、財政上の負担の関係で非常に困難を起している団体について、国の方で何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと、こういうことであらうと思ひますが、それにつきましては、もちろん今の平衡交付金制度は、御承知のようにそういう意味での財源の補給と申しますか、財政の調整という機能を持つてゐるわけでありまして、特別交付金の交付につきまして、そういうような財政上の事態というものは、十分考慮に入れるつもりであります。あるいはまた起債の承認等につきましても御指摘のような点は十分考慮に入れます。起債の許可認可をやつて参りたい、かように考えております。

○有田(二)委員 岡野国務大臣にお尋ねしたいのですが、今日の朝日新聞に大阪市をモデル特別市として考へる案があるというやうなことが出ておりましたが、一体どういふお考えでこういうことをお話になつたのか、御所見を

伺いたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。あの新聞に出ておりましたことは、私が長々といろ／＼雑談をしております間の一こまが披露されたといふことの結果でございまして。しかし特別市の問題は、今市側と府県側と、片方は早く特別市になりたい、府県側は特別市になることは反対だといふことで、実はあつたきりが起きているわけでありまして。そこでわれ／＼といひましては十分慎重に考えなければならぬ。しかし考へるといひましたら、結局特別市は自治法に出てゐる一つの制度でございまして、当然実現すべきものだらうと考へます。しかしながらただいまの段階においては、まだ政府といたしましては、十分なる準備ができておりませんので、その方向におきましてはまだ何らの確定意見を持つておりません。しかしながらい／＼質問を受けた点におきまして、五大市のものを先にやるかといふやうな断片的な質問に対しては、これは考へ方としては五大市といふものが、今特別市になり得る條件を備えてゐるのであるから一齊にすることが自治法上は妥当であらう、しかしながら今急に、なれない特別市といふものを實現させるといふことには、あるいは危険があるかもしれないといふ心配はないではない、その場合には一応大阪といふやうな五大市の中でも特に特別的地位を持つてゐるところの市を先にやつてみて、そしてその結果いかによつて、あとの方に行くといふことも一つの考へ方である、こういうやうなことを私は申ししたわけでありまして。いづれ

にいたしましたら特別市を實現させるにつきましては、その特別市が存在するところの府県における行政、財政のあり方に相当なる調節をつけなければ、これは實現しないことは事実でございまして、その点におきまして政府といたしましては慎重に研究を続けております。でございまして五大市をすゝるということにつきましても、やはり府県側との調整を十分にとつた上でなければいけません。またこれをする点におきまして五大市を一時に全部やつてしまふか、またある一つ二つの特殊のものだけを特別市にして行くかといふことになれば、あるいは一番大きな大阪市といふものを第一に特別市にしてみたらどうか。こういうやうないろいろ長い話がありましてその一部分が、新聞に出たわけでございます。

○有田(二)委員 地方税法の問題で一言お尋ねしたいのであります。よくこのごろ青色申告の問題で、国税と地方税との間で対立がある。すなわち国税の方で青色申告を認めて指導するものが、地方税は青色を認めないといふやうなあり方で、各地でい／＼なトラブルを起しているのではないかと。自治体は地方税の問題にしろ、やはり自治法において地方税法に基いて一定の指導がなされなければならぬと思ふのであります。自治法において各県の地方税に対してどういふやうな御指導をなさつておられるか、ひとつ承りたいと思ふのであります。

○岡野国務大臣 地方財政委員会の事務当局から御説明申し上げます。

○鈴木(俊)政府委員 国税とか府県税あるいは市町村税の各種の課税標準につきまして、それ／＼独立の課税標準

をとるということは、地方自治という

建前から申しますと望ましいわけでご

ざいますけれども、その自主性を強調

いたしますあまり、それ／＼つたぐ

国なり府県市町村が独自の課税標準を

とりまして、みずから調査をいたし課

税をするというところは、事実経済的に

も時間的にもまた課税に当ります徴税

職員の数から考えましても、実際には

合致しないわけでありまして、そこで

できるだけ国がとりまいたとえば、所

得税の課税所得金額でございまして

か、あるいは法人税額でございまして

か、あるいは法人税額でございまして

とが、地方の税金をかけて参るとい

うとが、地方の税金をかけて参るとい

うとが、地方の税金をかけて参るとい

うとが、地方の税金をかけて参るとい

うとが、地方の税金をかけて参るとい

うとが、地方の税金をかけて参るとい

いかと思ふわけでありまして。

「委員長退席、大泉委員長代理着席」

○有田(二)委員 自治庁に対してお尋

ねしたいのは、実は国税については、

国税庁で一つの税法の運営の方策を

検討して、各局を通じて、各局の部を

通じて、税務署の各課を経て、納税者

の方に、徴税にしましても、あるいは

定にしましても、その運営の方法につ

いて、一つの指導方針が与えられて

末端までやつて来ておる。それでも

末端の若い税務吏員の行き過ぎが非

常なもので、本院の大蔵委員会なん

かでもこれを取上げられて、国税庁に

対しては相当やかましく注意をして

正して参つたのであるが、私

は本委員会においては、自治庁がど

う程度に各府県の地方税について御

指導になつておられるか。共通した

いろいろな点がある、特に地方税の

しておるといふような事実もあつた

であります。そして税金を安くする

といふような事態もあつたのであり

まして、地方税の運営については、

得る限り自治庁において共通した指

導が行われなければならぬ。よほど

にやらなければならぬ。これからは

法をおかえになりまして、税法を

かえただけで事足りるものでない。

どうしても運営の上において、十分

自治庁において検討して、国税庁と

十分な打合せをして、そして納税者

に迷惑のかからないようにしなければ

ならないと私は考えておりますが、

自治庁としては各府県の税務関係の

人の指導をどういうふうに行つて

おられるか、この点を承りたいと思

います。

○鈴木(俊)政府委員 お尋ねの地方

団体の徴税職員の教養とか能力、そ

ることになつておるわけでありま

す。入場税、遊園飲食税も前からの

税金でございますので、府県の徴税

職員につきましては、一応問題とし

ては従来からありますものを扱つて

おるわけでありまして、

ただいま二、三御指摘がございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

すので、多くの徴税職員でございま

考え方、いろいろ／＼トラブルが起

つておるのであります。ぜひとも自

治庁において、あるいは委員会にお

いて、いろいろ協議されて、実際に

全国のいろいろな人々を集めて、年

一回回か指導し、あるいは共通し

た問題について国税庁と話し合

ひをして、住民に迷惑のかわらな

いような方向に行かなければなら

ないかと思ふ。これは大阪の例で

すが、名刺を二枚持つておる。自

宅の名刺とそれから官名の入つた

名刺と二枚持つておる。金になり

そうだと思ふ。自宅の名刺をもち

つて、金になりそうでもない。自

宅の名刺をもちつて、金になりそ

うでもない。自宅の名刺をもちつ

て、金になりそうでもない。自宅

の名刺をもちつて、金になりそう

でもない。自宅の名刺をもちつて

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

す。

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

す。

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

す。

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

す。

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

す。

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

す。

○床次委員

ひとつ岡野大臣に伺いた

いと思ひます。この地方財政法の趣旨を貫徹して参るといふ趣旨において、今後地方の財源を御配慮願ふことはまことにけつこうだと思ひます。それについて一言お伺いしたいと思ひます。それが、義務教育の問題がいろいろ問題になつて、昨日も実は伺つたのであります。この地方財政法の趣旨が徹底して行われるようになりますと、町村におきましても、義務教育費に對して必要な予算は、大体必要なだけ使うといふことになるのじやないか、こういうことを期待しておられるのだと思ひます。そういうことを予想いたしますと、地方財政法の中におきまして、義務教育費をある程度まで確保するという手段ができるのじやないかと思ひますが、この点に對して大臣のお見込みを伺いたい。地方財政法で義務教育費を削減して、ほかへまわしてしまふというようなことがあるかどうか、そういうおそれがないように、地方財政法が実はできているのじやないかと思ひますが、その点を伺いたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。あの條項を一つ入れましたことは、義務教育費の国庫負担というものがたいへん問題になつております。これを非常に参酌いたしまして入れたわけでございます。あるいは逆に私がいつも主張しておりますところの、平衡交付金というものは地方の自主的立場において、自由かつて使つてよろしいのである、こういうような根本主義に、幾らかひびが入るのじやないかといふおしかりをこうむるようなおそれまで考へておつたのでございます。けれども、しかしながら国家といたしまして、やはり一般国民のふところから納税してもらつたその金を中央から出すのでございますから、結局これは国民のふところから出たものが、国民のふところから返るといふ性質の平衡交付金でございます。もし国家が必要とあつて、こういうような国家事務を地方にしてみらなければならぬ、こういうようなことがありますが、やはりその事務の内容も法律できめて、そしてこれだけは地方の公共団体の方で、ぜひ国家としてはやつてもらつた方が国家のためになるという、こういうような事務に對しては、たとい平衡交付金の根本趣旨はありましても、一応地方に義務づける方がよいのじやないか、そうすれば国家が地方公共団体にお願ひしまして、やつていただくところの仕事を十分確保できる、こういうことをねらつてあの條項を入れたわけでございます。従つて、お説の通りに、この地方財政法を御通過くだされば、同時に各省が法律によつて、事務の内容を制定するという事にならば、義務教育費国庫負担法がねらつておるような目的が、達成せられるものとわれ／＼は確信しておるような次第でございます。

○床次委員 次に伺ひたいのですが、この地方財政の問題に對して特に重要なのは、財源と交付金と起債といふことになるのでございますが、今日交付金と税制におきましては、一応体系はつておるのであります。が、起債に對してはまつたく野放しである、といふよりも、国の財政方針によりまして非常に制約を受けている、地方財政から申しますと、もつと起債額をふやしてもいいというの、むしろ要望であると思ひるのであります。が、現実におきましてはこれが著しく狭められておるといふのが大きな欠陥だと思ひます。従つて地方財政の立場から申しますと、地方起債をある程度まで確保するといふ考え方が必要なのじやないか。地方財政法におきまして、起債を認めます場合が規定せられておるのであります。が、おおよそそれくらいは、たとへて申しますならば歳出總額に對して、十割くらいは公債発行を地方に對しては認めるというふうな基準があります。と、地方財政上非常に便利である。また国といたしましてはそれによつて方針が立ち得るのですが、これに對する御意見は、いかがですか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。お説の通りに、地方財政は税法、国庫負担金、また平衡交付金と、この三種のほかに、起債をもつて充てております。起債の点におきましては、これは実のところ正直に申し上げますれば、今年度あたりは千七百六十八億くらいは起債の申請額があつたのでございます。しかしながら国家財政の立場、また一般の財政金融政策の上から、インフレーションをおそれるのあまり、起債といふものも野放しにこれを許可してはおもしろくない、こういう点から過去二、三年来、地方に對する起債を制圧して来たわけでございます。でございますから、ただいまのところ地方が千七百六十八億の起債の申請をしておられます。かかわらず、明年度は六百五十億の起債のわくをもらつておるわけでございます。しかし私ども地方財政を担当いたしておるのじ

やないか、その実績を参酌いたしまして、あるいは地方財政法等におきまして、起債の一応の基準と申しますか、それ以上を對しましては特別な許可を要するといふような規定があつた方がよろしいかと思ひますが、大体御賛成のようにも見受けませんが、さうに考へてよろしくございませうか。

○秋田政府委員 ちよつと失礼でございますが、わくとおつしやいます。が、地方団体全体に對してのわくでございます。が、個々の地方団体の起債のわくでございます。

○床次委員 総額につきましては、これは個々の団体の財政計画を立てるための直接の参考になりませんので、やはり個々の団体に對して過去の実績から見て、大体の数字も出て来るのじやないかと思ひますが、そういうわくを基準としてこしらへることはいかがかと。いふことでもあります。

○秋田政府委員 個々の団体につきましては、これはシャープ勧告にもあつたと思ひますが、償還能力のことを考へまして、どの程度までは起債の総額がその団体にとつて可能であるかといふような意味のわくは、これは將來起債の許可といふことがはなれませんでした。場合に、個々の地方団体がかつてにできるような場合も、やはり法律をもつてある程度つくらなければならぬ。現実にはどういふ起債を起すかといふ問題につきましては、これはむしろ個々の事業に對して考へたいのじやないか。たとへば学校でございしたら、四十年もたつて老朽になつた、こういうようなものは全然ほかのことは考へずにこれは起債が可能だ、だれが見ても四十年もたつて倒れかけたような字

校を放つておくことはできない、しかもそれは起債によらなければ、一村に一校しかない学校を、五十年に一回、四十年に一回建てかえるというのに一般財源ではまかなえないから、そういうものにつきましては、当然起債を認めてさしつかえない。あるいは公共事業につきましては、その負担に対して何割程度のは起債で当然認められるのだというように、個々の事業についてある程度の目安がついて、それぞれの団体が財政計画、その当該年度の予算を編成する場合にも見当がつく、そういうようにすれば地方が財政上の自主性を確立する上において役立つのではない、こういうふうに考えます。

○床次委員 ただいま御答弁がございましたが、そうすれば、地方財政の立場から見まして、償還能力を見ますると、大体幾らということは言えるのではない。当局では大体持つておられるのではない。但しさらに詳しく個々の事業別に検討し、同じ数字になるのではないかと思ひますが、シヤウブ勧告にもあります、当局としてはどれぐらいのことをわくとして考えておられるか。研究されたものがありますれば……。

○秋田政府委員 まだ具体的には考えておりませんが、あの勧告にもありましたように、起債の利率総額が当該団体の税収入の一〇%とか二〇%とか、それぐらいまででしたら、可能なことじやないかというふうに考えます。

○床次委員 次に平衡交付金についてお伺いしたいと思ひますが、平衡交付金につきましては、過去の実績に基

て今度改正法が提案されております、大分よくなりつつあると思ひのであります。これを實施いたしまして結果にかながみまして、相当各地方からも不平が出ておる、これは御参酌になつたことと思ひのでございまして、なお残つておるものがあると思ひます。二、三それに対して私意見を申し上げたいのでありますが、第一の問題につきましては、災害に対する考え方が、たとえば十三條の測定単位の補正の中に加味されてよいのではない。寒冷度、積雪度というものは、これが考えられておりますが、これに対応すべきものとして、災害というものの相当の計数を当然考慮してよろしいのではない。漠然たる特別交付金という制度によるものよりも、常習的にこれを加味すべき状態に入れていいのではないかと思ひます。これは過去の災害復旧の実情から言いますと、必要とする災害復旧が行われていないために、やはり地方に相当影響を及ぼしてゐるのであります。いわゆる潜在しておりますところの災害、復旧工事にされてないところの災害が残るために、地方に非常な財政的の痛手を与えてゐるものであります。こういうものを測定するものがない。やはりこの中に一つの災害率というものを加えたかどうかという点が第一であります。

第二の問題といたしまして、これに類するものであります。寒冷地におきましては雪というものが大いに考えられておりますが、降雨量というものが道路その他の被害におきまして、ずいぶん影響が大きいのであります。それで災害度を考慮するか、あるいは降雨量というものを加えるならば、これがやはり測定度として非常に有利

なと申しますか、実際に近いのではないかと。降雨量というものを測定単位に入れて考えますならば、やはり災害率というものはあるいは別に考えてもいいかと思ひますが、そういう一つの補正が必要であらうと思ひます。それから第三点といたしまして考えられるのは、今日の交付金におきましては、いわゆる級地の考え方はよく取入れられてゐるのであります。地方におけるいわゆる僻地の問題が全然無視されております。離島を持つておりますところ、あるいは山村等におきまして、非常に交通不便のものが交付金におきましては考慮されてないという欠点があるのであります。従つてこれに僻地の段階をもう少し加える必要があるのである。一番困りますのはいわゆる果庁まで出て参ります旅費が影響いたしておるのであります。また一般の生活費におきましても、僻地の点におきましては級地の点において、いわゆる給地の関係とむしろ逆にかなり加味しなければならぬと思ひのであります。これが今日の交付金法におきましては十分現われてないと思ひますが、これに対する御意見を伺いた。

○秋田政府委員 お述べになりました三点ともわれわれは平衡交付金の上におきまして十分考慮すべき事情だと思つておるのであります。しかし概括して申し上げまして、すべてまだ正確にこれを算定し得るというような基準を認めませんので、すべて特別交付金の問題として今まで処置して来ておるのであります。一つずつ申し上げま

すと、災害につきましては一般分におきましては、いわゆるこの災害関係の経費のうちで大きなもの、災害復旧というふうなもの、これはもう個々の地方団体だけの力では解決し得るものではなく、むしろ災害の国庫補助の問題で、これはもうほかの補助金と違ひまして、その規模に応じて負担率が変わるというふうな財政調整的な作用も、一応加味しておるわけでありま

す。その上でもやはり地方団体の負担が残りますので、それにつきましては一般交付金で処置しておるのであります。その他の問題につきましては、これはやはり年度途中で起るというやうなことからしまして、大体特別交付金をもつて処置するよりしかたがないと思ひますが、ただお述べになりましたところが、あるいはそういう個々の問題ではなくて、災害の多いやうなところを一般的に割増ししてくれ、こういうやうなお考えじやないかと思ひのであります。それから、そういうことにつきましては後の降雨量というやうな問題と関連して、何か方法があればよいと思ひますが、今のところちよつといい方法も見つからないわけでございます。こういう降雨量の問題につきましては、今申し述べましたやうに、なかなか的確な資料もつかぬ、あるいはそれがはたして財政需要とどういふに計数的に関係があるかというやうなことについての確信を持てませんので、特別交付金で処置しておる次第であります。

置しておりますが、一般的に申しまして、お述べになりましたやうな、この人口が少くて僻地とは結局人口の密度の少いところとなると思ひますが、これはまあ一般交付金の補正の問題として取上げておきます。それからまた離島等のお話もございましたが、これも特別交付金の問題としまして、離島というものを一つの條件にして考へております。いづれにいたしまして全部確かに交付金制度について考慮すべき要素であると思ひます。しかしまだはつきりした基礎を得ない間は特別交付金をもちまして、将来それについて確信のある方法がございましたら、普通交付金の問題としても処置できるのでないかと考えております。

○床次委員 ただいまのお答えなんですが、実は各地方で調べました結果によりますと、現在までの行き方におきましては、相当不公平が出ておる、もうこれは府県別に調べれば、たいがい実情はわかつて来ておるのではないかと思ひます。特に僻地の問題につきましては、かなり明瞭に出て来る。換言いたしますならば、級地によつて、級地が高ければ高いほど、実は交付金をよけいにもらつて楽をしてゐる、特に教育費等についてこれを見ますと、級地の高い都会地におきましては、非常に有利である。いわゆる僻地におきましては、これは極端に悪くなつてゐるというのが実情であります。これは単に人口密度だけでは補正し切れないのが今の実情であります。従つて特別交付金でやるわけですが、特別交付金では、地方では実定が得られないのではないか、これをできるだけ普通交付金の中に織り込むとい

ことに考慮すべき段階に來ているのではないか、過去の経験から見まして、もうぼつ／＼お入れになつた方がいいのではないかと意味で、こういうことを申し上げたわけでありまして、さらにこれを一段と研究していただきまして、私の持つております資料、私の地元の果におきましては、これは明瞭に今日までの交付いたしました実績が実は逆に作用しておる。補正がし切れない。特別交付金におきまして、とにかく漠然と補正されているという状態で、ややその点は不合理だと思ひます。これは適当なときに改正していただくなり、あるいは改正の案を出したいと思ひますが、さらにひとつ御研究願ひます。

○秋田政府委員 御趣旨の点よく承知いたしましたので、研究いたしたいと思ひますが、ただ特別交付金でも不安定だという点でございますが、これは初めのうちでございましたので、はつきりしたことはございませんでしたが、やはり特別交付金につきましてもつかみかねるといふような意味でなく、むしろこういふ事情というものはこれだけ出るのだといふことを、はつきり規則通りにうたつておきまして、地方団体が安心できるようにいたしたいという考えでございます。

○門司委員 それではちよつと二、三點お聞きしておきたいと思ひますが、その第一に聞いておきたいと思ひますが、この前資料を要求いたしました、その資料の中の遊興飲食税の税収見込額に対する課税標準並びに課税額の問題でございます。この与えられた表を見ますと、大体千三百五十九億という数字が出ております。一体

千三百五十億という数字は正しいのかどうかといふことに、私非常に大きな疑問を持つておるのですが、この点はいかなる角度からこれを調べるにたかといふことですか。これは昭和二十四年の調査によりますと、しかもこれは政府の調査でありまして、業者が持つて参りました自主的のものによりまして、一千五百九十億という売上高が書かれておつたはずで、これは二十五年の税制改革のときに、われわれはこの税制を定めるとききの基礎の数字にしておつたのであります。が、二十四年ないし二十五年の税制改革のときで、約一千六百億の売上高があつたといふのに、二十七年に於いて千三百五十九億という数字は、これおれ受取れぬのです。一体これはどこからお出しになつたのか、その点をひとつはつきりしておきたいと思ひます。

○秋田政府委員 この見解ににつきましては、いわゆる理論的に考えまして、これだけとり得るといふような見地と、もう一つは、現実の地方の徴税がどうなつてゐるかといふこの理論と、両者組み合せていふ／＼な数字をつくるております。従いましてそこにいろいろ議論の点があると思ひますが、もしこの遊興飲食税の見積り自体につきまして、必要でございましたら、後刻これを計算いたしました府県課税長を呼びまして、詳細御報告申し上げたいと思ひます。

○門司委員 今の局長の答弁はなほだ私承服したいのであります。それはなぜかといふと、大体千三百五十九億という数字を出して、しかもこれはとれる何が違ふ、こういうお話で

ありますが、これは非常に奇怪でありまして、もし局長がそういうお考えであり、当局がそういうお考えだとするならば、なぜこの徴税額の課税標準の見込額に五五％の捕捉率を見ているかといふことでありまして、今の局長の答弁が正しいとするならば、捕捉率は一〇〇％の捕捉率を見るべきだ。要するに課税されると思はれる額だといふお考えであるならば、当然これは一〇〇％の捕捉率をしなければならぬ。ところがここには五五％しか捕捉してない。そういういたしますと、この額は課税される額でなくて、実際の売上高でなければ、私はそういう議論のつじつまが合はぬと思ふ。売上高はこれだけあるが、しかし捕捉は五五％しかできないといふのならば、これは話がわかりません。しかしここに捕捉を五五％にしておいて、そして売上高が大体課税される見込額であるといふことになる、結局これは四分の一しか税金をかける、という議論が出て來はせぬか。これと同じような種類であります。たとえば入場税の場合は、一〇〇％捕捉しておるじやありませんか。しかも徴税率を九七％、九八％に見ておる。同じ税金でありながら入場税の方は一〇〇％捕捉して、徴税率を九八％と見ておる、あるいは九九％と見ておる。遊興飲食税の方は、徴税の基準になつております額を非常に安く見積つておいて、そして捕捉を五五％にして、徴税率も下つておる。同じように果で徴税いたします税金が、一方は一〇〇％とつて、その上に徴税も九九％徴税するといふことをはつきり数字に現わし、一方には捕捉を五五％しかしない。しかも徴税率はそれをさらに下つてお

るといふことであります。こういう非常に不公平なとり方、いわゆる徴税率は、ここに書いてあります通り八五％しか徴税しておらない。私は一体どういふことでこういうものが出されるかといふのです。この捕捉を五五％にしてたという根拠を、ひとつはつきりしておいていただきたいと思います。

○秋田政府委員 先ほど申し上げましたように、現実がどう動いておるかといふことが最も重要で、確たる財政計画を立てるのにはそれが最も重要だと思ひます。そういう意味におきまして、現在各地方団体が行つておられますところの現実の状況を見まして、それから算定しております。従いましていきなり五五％という数字が出ると、非常に奇怪に思はれるのはごつともだと思ひますが、これは現実の姿でございますので、いずれその理想的な徴税に將來は向つて行きたいと思ひますが、とにかく現在の見通しとしては、この程度に見込むよりいたし方がないのであります。

○門司委員 そういうふうに考えて参りますと、この税法自身が何かわからぬといふことになる。一体こんな法律をこしらえて、そして税金をとつておいて、片一方には先ほど申し上げましたように九八％、九九％の徴税をして、しかも課税は一〇〇％課税しておる。片一方は五五％しか捕捉しない。そして八五％の徴税といふことになつて來ますと、納税をいたします者の立場から言つて、非常に大きな問題が起つて來ると思ふ。この税金はいずれも業者の納めする税金でございます。遊興飲食税も入場税も、これはともに、一方は観覧者が納め、一方はそれ

を飲食する者が納める税金でありますから、業者はただ単なる納税義務者にすぎない。納税義務者の扱ひするものは、私はどうしても同じような率でなければならぬと考へておる。もし遊興飲食税を業者が一〇〇％とつておるとするならば、四五％は業者がねこばばしているといふことを言つても過言でありますまい。こういうことを、国の税率をきめておられます場合に、一体資料として出されるのはどうかと思ふのです。これが本人の納めております収益税のような形なら別であります。御存じのように流通税の一種であることは間違ひありません。流通税のとり方がこういふあいまいのとり方になつておるので、結局税金がなかなか納めにくい。もし現状が徴税しにくいというなら、今度の税制改革のときになせ税法の改正をしておかないのか。この点も一つお聞きしておきたい。

それからもう一つ大臣につつ込んで聞いておきたいことは、こういう形になつておられますものをよく好意的に私どもが考えますと、課税されております額が消費の額とにらみ合せて非常に苛酷である。法律できめたが、実際は非常にとりにくい、もう少し税率が下ればあるいは税金が納めよい、とりよいはないかといふようなお考えがあつて、そして新聞その他によりまして、遊興飲食税を下げたいという御意向のようにも思はれますが、そういう御意向で一体税制改革をなさる御意思があるかどうか、あわせてお聞きしておきたい。

○秋田政府委員 まつたくお述べにな

ります通りでございます。なか／＼遊興飲食税の徴税については現実問題として、種々の問題を起しておるわけであります。従つてこれをはつきりとするような表にいたしますと、こういう数字が現れて来るのであります。これは制度の面及び実施の面におきまして、こういうことのないようにわれわれ今後努めて行きたいという考えを持つておるのであります。現実の状況から見ますと、そのような数字が出るわけであります。

○岡野國務大臣 私この前からたびたび申し上げておりますように、入場税、遊興飲食税というものは実際率が高いと考へております。でございまして、将来やはり十割というような課税というものは当然下げなければならぬし、遊興飲食税にいたしましても、捕提を確実にして、そうして同時に税率は普通の税率と同じようにして行きたいと考へております。ただいま仰せのように、売上高千三百五十九億が多いとか少いかいということは、私共はよく存じませんでしたが、しかしだいたいままでの情勢から行きますと、このくらいの程度しか遊興飲食税は徴税技術上とれない、こういう実情になつておりますから、それならもう少し税率を下げて、ほんとうの税金がかかるようにして行きたい。かように考へております。

○門司委員 これは大体固定資産税についてもやはりそういう形を実は示しております。一々ここで数字を申し上げて抗議は申しませんが、固定資産税についても大体物価値上りと二十五年の算定の基礎にいたしましたときの数字とは、かなり大きな食い違いがあるようであります。いずれも逆算された

数字でしようが、ほんとうに逆算すればこういう数字が出るのであつて、これは正しい数字ではなかつたと思ひます。これはできるだけ当局は正しい数字による正しい税法に直してもらいたいということを強く要望しておきます。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、同じ地方税法の中の四百三條、四百四十四條であります。この中に説明がありまして「道府県知事」と書いてあります。上に「道府県知事」と書いてあります。ことに改正案ではなつております。ここで一つ聞いておきたいと思ひますことは、今伝えられておりますように、行政改革の面から地財委がなくなると、行政提のものと、こういう「道府県知事」という字をお入れになつたのかどうか、この点をひとつお答え願つておきたいと思ひます。

○萩田政府委員 これは地方財政委員会がどうなる、こうなるという問題とは全然關係がございせん。率直に申し上げましてこの前の改正のとき実は落したような次第でございまして、つまり大規模の固定資産の配分を、初めの案では地方財政委員会だけがやるとなつておりましたが、その後改正のときに、一果内のものにつきましては知事が行えるようにした。その際にこの條文の改正を落しましたので、この際入れたような次第であります。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、これもまだ資料が全部そろつておりませんから、はつきり申し上げることが困難かと思ひますが、税以外の寄付金その他地方の財政がまかなわれておりますのは、大体

教育費において二十七年度は八十億くらいである。それから警察消防費が十八億くらい、こういうことに大体なつております。そのほか国庫からもらつたものに対して返還するものは大体六億内外、約七億になりませんか、そのくらいの数字が出ておるものであります。地方財政を考へて参りますときに、この教育財政に対するPTAその他の寄付金が八十億と書いてあります。この実際の数字も実は怪しいのであります。昭和二十四年度ですら御承知のように百三十三億という数字が出ておるのであります。この数字が昭和二十七年には八十億に減らうとは私も考へられない。しかしいづれにいたしましても大体こういう統計が出ておるのであります。こういう非常に多い寄付金の行為、綜合いたして参りますと、出された資料だけでも百億を越えるのであります。こういうものについて、もう少し地方財政に對する中央との税の開きを考へられたらどうか。それからもう一つ税の改正を行われる御意思があるかということ。寄付金その他を禁ずるということ

を、いくらか地方財政法できめましても、現状が百億以上のものがなければ日本の教育ができないということになります。と、實際は金とかなんとかいふこととで、必ず住民の負担になることは間違ひありません。それがなければ運営はできません。従つてまず当局にお聞きしておきたいと思ひますことは、このPTAから正式に寄付されると考へられております。いわゆる市町村が受入れ、あるいは道府県が受入れる公式の八十億、さらに消防警察費の十八億というようなのは、一体地方の純

然たる財政であるというようにみなしておられるかどうかということであります。この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○萩田政府委員 ここにお出ししております数字は、元來公費で処理すべきもの、それにかゝる寄付金という意味で出したのでございまして、もちろんこのほかPTA自体でまかなつてしめるべきものもあるわけでありまして、けれども、それはこの数字には入っておりません。

○門司委員 大体わかつて来ましたが、そうすると今度の財政計画の、財政収入額六千八百六億という数字と、支出の七千六億という数字の中には、これらの数字が入つておりますか。

○萩田政府委員 この寄付金の中には、正式に公費に寄付金として受入れられるもの、それから団体自体で公費にかゝつて処置するものと二つあるわけでありまして、その前者におきましては一応財政計画の中に入つております。これは過去にも入つておりましたのでその数字を引延ばして入つております。団体自体で処置されるものは財政計画の外になつております。

○門司委員 今のお答えが問題になる焦点でありまして、何らかの名目で正式に寄付したものは、一つの財政の中に入れては私は當然だと思ひますが、それ以外に、PTAにいたしまして、あるいは警察保安協力会等にいたしましたとしても、各警察署ごとに使われているものがある。同時にこれがある市町村におきましては、その財政に完全に受入れられて、完全に配分され、公平に使われているところもあると思ひますが、ある市町村におきましては

こういうことをなさらないで、そして警察なら警察の独自の立場で、これだけのものを何らかの費用に使つていくということがありかと思ひます。従つてこれは私から言へますならば、公式に受入れたものだけが正しい数字でありまして、先ほどから申し上げておりますような数字は、当然この財政の中に繰入れるべきものであるというように考へるのであります。

その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、例の国庫からの補助金に對します返還金であります。これが六億七千万円、約七億ばかり出ておりますが、一体この数字は地方の財政がこれだけ苦しいからこういう数字が出て来ているのであつて、従つてこの返還されておる数字も、やはり財政の中に包含することが正しいのじやないか。国から補助金を出しておきます場合にそれを受入れることができないために返したという数字は、当然国の施策の一環として地方の財政的な措置をしなければならぬだろうと考へるのであります。これらの費用もやはり私は入れるべきでないかと考へております。ことにこの費用のうちで地方の財政で一番遺憾に考へておりますのは、六億七千九百万円ばかりの返還金の中で、四億二千万円というものは住宅資金を返しておるのであります。これは非常に住宅の足りませんときに、国の施策でどれだけ住宅資金を国が出すといひましても、地方の財政がないことのために、四億以上の金が住宅資金の中から返されていくことになる、いつまでたつても住宅が建たないと思ひます。従つてこういうものについても、当然これは財政

の中に見て計算すべきである。

それからもう一つは、この前の委員会でも問題になつて参りましたが、地方公共団体が補助金あるいは負担金を受入れておりましたも、財政の窮乏のために事業繰延べという形で、帳簿の上では赤字になつておられない。しかし実際上はこれは赤字であるというのがたくさんあると思ひます。この数字がまだに明確になつておりませんが、一体この数字をどれくらいに見積られてゐるか。同時にこの数字は当然地方財政の中に繰入れて、地方公共団体の当然負担すべき費用であると考えますが、こういうものは財政計画の中に入つてゐるかどうか。もし入つてゐるとすればこの数字がどのくらいになつてゐるか。その数字をお示し願ひたいと思ひます。

○秋田政府委員 第一点の公共事業費を返還した問題でありすが、これはこの前から申し上げておりますように、一ぺんにきめるのではなくして、たびたびそれ／＼主務省と当該地方団体との間におきまして、これだけ出すが受入れるかどうかという交渉があつてきまるのでありまして、一応最終と申しますより、相当終りの段階におきましてきまりました額のうち、返したものを書いてあるのがあります。従いましめておそれこの金は、さらにまたほかの財政の持ち得る団体に補助金として交付され、そこで事業が行われておるものだと思つております。従いましめて全体におきましてはこれは余つたことにはなつていないのであります。しかしおつしやいましたように、仕事そのものはその団体にされた方がいいのだ、しかし財政が苦しいから受けられ

ない、こういうことはまことに遺憾なことだとわれ／＼も考へております。やはり仕事を第一順位的にやらなければならぬところに、必ず処置できるようにするというのが、われ／＼として努むべきことだと思ひます。その意味におきまして、先ほどからお話になつております。地方債等の問題が少し額が小さいじやないか。ことに公営住宅等につきましてはその感じがしておるのであります。

それから第二の、この受入れた金を繰越したという問題でございます。これは財源がなかつたから繰越したという問題もございすが、大きな工事でありまして、やはり工事自体が来年度に延びたというふうなものもあるものであります。財政計画の面におきましては、こういうのは大体これまで毎年あるものでありますから、つまり財政計画の表がある年度において少しずれたというふうな観点から、それ／＼歳入歳出が組まれておりますから、この繰越しになつた分も計画自体の中に入つておるのでございすが、

○大泉委員長代理 ちよつと門司さんひとつ今度は午後からまたやりますから……

○大矢委員 ちよつと関連して……。この解釈ですが、地方財政法の改正に寄附金の禁止の問題がある。それは「寄附金を割り当てる強制的に徴収するやうなことをしてはならない。」ということができる。数日前の国警の寄附金についても、強制はしておらず、これは自発的だ、割当てるんじやないのだというところで、一体こういう法律をこしらえても、その点で自由に従来通りできるならば、一体何のためにこ

ういう規定を設けるのか。これは私はよほど嚴重にしておかぬと、割当ではない、自発的だと言つて、しかもこの自治体警察、消防はのけて、国警だけで二億数千万円にも寄附金が及んでおる。これが教育その他で属大な寄附金を集めてゐる。とる方もとれる方もいまだがいたし方がない。やはり学校、警察、消防となると半強制的にさせられる。そこでもしこういう規定を置くのなら、それと同時に、この解釈の問題と、これらを禁止した場合の赤字をどう補填するかという裏づけが、はたして考えられておるかどうか。制限外の相当な課税をやつておる。ミシシッパンなんか税をとらぬでもないと思ひが、相当とつておる。これは結局地方の自治体の経費が足りないから、こういうことをして理直事者がやらなければならぬ。とられる方も迷惑だ。従つてこういうことを禁止するならば、これにかゝるべき財政の処置がとつてあるか。この文句なんか割り当てるというものが使つてある。割当でなければいいか、それから強制的でなければいいのかということになる。現にあなたたちの前で国警の長官があれは当然だと言つておる。こういう不見識なことはないと思ひから、この解釈と、それからこれを実施した後におけるところの赤字に對してカバーするど

ういう具体策があるか。この二点を私は次の質問のときに重複しては迷惑だと思ひますから、この機会にお尋ねしておきます。

○岡野国務大臣 私が生し上げるよりも、事務当局が生し上げる方がむしろ詳しいのですが、これは根本原則といひましては、お説のように、今まで

国家がいろいろな施策をいたしますと、寄附金なんかをむやみやたらにとつて、そして地方公共団体が困る立場におりますので、地方財政を堅実にして行く意味において、そういうような強制的な割当の寄附はさせない。その地方財政の健全性を確保するた

めにつくつた法律でございすが、しかしながら御承知の通り世の中にはいろいろ事情もございまして、土地も寄附しよう、建物も寄附しようというやうなことを申し出るところもあるものでございすが、これは社会の実情でございすが、社会の実情を阻止するわけに参りませんから、自発的に出す寄附金は法律の上にはうたわれない。しかしながら今後強制的に出させられては、地方財政はたまつたものではな

午後二時から再開いたします。
午後零時四十五分休憩
午後三時八分開議
○大泉委員長代理 休憩前に引續いて再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして質疑を続行いたします。

○大矢委員 午前中の私の質問に對して答弁がなかつたのですが、こういう規定をつくつて寄附を禁止した場合の地方財政の赤字に對しては、どうい

うかわり財源をもつて充てるか、ただ規定だけをつくつたのでは地方財政に至つて困窮すると思ひますが、その点のお考えをお聞かせ願ひます。

○秋田政府委員 特に寄附禁止に伴うかわり財源というやうなものを、地方財政計画の中には立てておられますけれども、物件費の値上りあるいは単独事業の増加というやうな経費がある程度見込んでおられますので、それに振りかゝることが可能だと、われ／＼も考へております。そういう意味におきま

して、寄附をやめた場合の財源が、財政計画の上に見てあるというふうな考へております。

○大矢委員 この資料をもらつたんですが、教育関係に對する寄附、それから警察、特に国警ですが、地方自治体並びに消防はまだもらつておりませんが、これらを合せますと相当な金額に上る。そこでもしこれを禁止した場合に、どの程度寄附が減るのか、もつと言いかえますると、自発的に出した寄附が幾ら／＼あつて、個人、団体という区別をしておりますが、これら

は一体どの程度に金が減るのか。この法律が通過した後において、いわゆるこの団体の割当とか割当でない自発的なものという区別をした場合に、これらの費用が一体どのくらい減ずるのか、その辺の見込みをひとつ承りたい。

○奥野政府委員 大矢さんの御質問はたいへんむずかしい問題でして、調査いたしまして、これは自発的に寄付せられたものである、これは割当てられたものであるというふうな区分がつけたものであります。ただいま地方財政法に挿入しようとしたております。規定の趣旨も、従来からは当然そうあつたはずなのであります。閣議決定におきまして、しばしば寄付金を求めるようなことをしてはならないというふうなことを繰返してあります。地方団体にもその都度連絡いたして参つたのでありますけれども、なかなかそういう本音が達成されがたかつたわけでありまして、その原因はどこにあるかと申しますと、やはり午前中の会合にも大矢さんが指摘されましたように、国なり地方団体なりの予算の編成の際に、すでに無理があるのじやないだらうかどうだらうかという問題であります。もう一つは、国民の側に官からいろいろと話を待つて来られた場合には、言いたいこともよう言わないというふうな点、言いかえれば民主化がまだ十分行き渡つていないというふうな点が問題であります。あるいはまた多少ボス的な存在が従来からあつて、特に進んで迎合的な態度をとらうとした人たちもあつただらうと思ひます。こういうような面を一々考へて参りますと、予算の面におきまして

は、国家予算において十分御審議をいただいたであらうと思ひますけれども、地方財政計画の面においては、ただいま秋田局長からお話されましたように、漸次改善の方向に向つてゐるわけでありまして、反面にまた国民の側につきましては、法律で明示することによりまして、漸次そういうような注意を喚起して行きたいというふうな考え方でございますので、こういう法律をつくつたから、ただちにわれ／＼が期待するような姿になるんだというふうな期待することは困難でありますけれども、漸次そういう方向に促進されて来るであらうというところは、十分期待されるというふうに考へてゐるわけでありまして、遺憾ながらこれを数字にわけて申し上げることは困難であらうと思ひます。

○大矢委員 もちろんこれはなか／＼的確な数字というものはわかりにくいかもしれませんが、大体このくらいは減るであらうとか、この法律の趣旨を徹底しさえすれば、現在の寄付金などの程度に負担が軽くなるであらうというのか、いやまったくそれを知りつつ行つたので、この程度より減らねというのか、今申しましたように、地方財政の予算の編成の上にも大きな影響がある。もしこういう今度の法律を厳重に守らうとしますと、従来の寄付金をよすことが可能であるかどうかという点、これはただちに問題になります。それから漸次これをやつて行つてそのなるであらうと言ひますが、やはり法律をこしらへるからには、そのできた法律というものの權威のために、これ／＼はいかぬ。もしそういうものがあつた場合には、それを停止なり

あるいは返還するという程度の熱意がなければいけない。どうもその点は自治庁は監督するでもない、せぬでもないというルーズな一あるいは実際の地方自治体の意思というものを尊重すると、かくあるべきが妥当かもしれませんが、前にもほかの議員から質問がありまして、漸次繰返しませんか、この法定外の課税でもずいぶん方々でいろ／＼なものをやつておる。これだと法律をつくつたその權威というものは何にもなくなるのではないか。この点も私も正確な数字はわからぬけれども、今に現に資料をもちつた寄付の中からどのくらい減るのか、あるいはこれは大体自発的だからして、この程度しか減らぬと思はれるのか、これは相当額に上ると思ひますから、この正確な数字はわかるはずがないですから、その見込みでも、大体このくらいはやむを得ぬだらう、これは半分くらいになるだらう、そのくらいの見通しがなく、この法律をつくつても何にもならぬです。

○秋田政府委員 まことにごつともな御質問だと思ひますが、まあ非常にむずかしいことでございまして、この寄付金のありますことは事実でございしますが、そのうち先ほど申しましたように自主的なものと、強制的なものとの区別がございまして、それからまたその中にもまたた公費で当然支弁すべきものもございまして、あるいはむしろそれは寄付金があるがゆゑに、そういう仕事をしてもいいというふうな性質のものもございまして、従ひまして、この法律が成立施行になりました場合に、はたしてどれだけの金額

が減るかということ、非常にむずかしいのでございまして、これは一方におきまして、この法律によりまして寄付金をやめるといふことによつて、寄付金はとらないんだということが、地方団体側にももちろん、住民にも徹底すれば、それによつて従来寄付金があるがゆゑに仕事をしておつたというふうな性質もあるものでありますから、そういうようなものは相関的な関係をもちまして減少して行くだらうという考へを持っておるわけなのであります。従ひまして、今明確にどれだけということはちよつと申し上げられぬのであります。お、その効果が現われるものと考へておきます。

○大矢委員 次にこの教育費並びに校舎建設、すなわち六・三制の問題になるのですが、他の議員からも聞かれたと思ひます。特に戦災都市、私は大阪の例を引きたいと思ひますが、大阪は二十二年に約十九万であつたのが、二十六年度には三十二万に児童が増加しておる。これは戦前から帰つて来たといふこともありますし、それから府の特殊学校に校舎を借入れておつたのが、返済しなければならぬという結果から来たのであります。これは全体の数でありますけれども、特にこの中央部の増加率というものは非常に大きなものです。一・六倍くらいになつてゐるようでありまして、大阪府のごときはまたこの校舎の建築に困つておるのであります。それでその補助金と申しますか、地方債にわくがあり、さらに補助金にも限度があつて、何か聞くとところによりまして、この二十四年度の児童数を押えて、それに対する一人当り幾らの補助ということに

なつてゐるやうであります。そうなりますと、その後における増加率というものは、これはちよつとも認められておらぬ。このために地方からずいぶん陳情もあるいは請願も来ます。これはただに大阪だけでないと思ひます。特に戦災都市が同様な苦痛をなめておると思ひますから、何か地方財政委員会なり、あるいは自治庁においてそういう特殊な事情にある六・三制の校舎増築の問題について、大蔵省並びに文部省いづれからか話があつたか、こちらから積極的に話をしたような事実があるのかないのか、この問題は非常に地方で教育の癪になつておりますから、この機会に経過をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○秋田政府委員 義務教育の学校すら完備してないといふことは、非常に地方財政、あるいは広く国政全般におもしろくないことだと思ひます。われわれといたしまして、種々の地方財政の問題を考へます場合に、何として義務教育といふことは優先的に考へておるわけでありまして、そこで具体的には、今おつしやいますように、この問題につきましては補助金と起債の問題だと思ひます。補助金につきましては、戦災の復興あるいは災害の復旧というふうなことにつきまして、一部の補助金があります。これは、六・三制の新しい中学校の建築につきまして、ただいまおつしやいましたやうな〇・七坪というものを標準にして、国から補助金が二分の一出るといふ建前ができておるわけでありまして、ところがこの〇・七坪といふことが非常に無理がありますし、とうていそれでは満足な義務教育ができない。いわんや先は

どおつしやいました点、私ははつきり存じませんが、たしか三年ぐら前に、坪数をけしき出して、それによつて必要な数を三年間で、それによつて大体二十七年間で完成するといふやうな、年度割的な考えで補助金を出しておられますので、その後における児童数の変化といふやうなことも、大いに考えなければならぬ問題だと思ふのでございませう。そういう問題につきましては、われ／＼としましては、地方財政計画を立てる場合に、常に大蔵省の方に話しておる次第でございまして、それから次の起債の問題につきましては、起債をあてなければならぬ費用が多いのでございませうけれども、できるだけこの義務教育関係の施設には優先するといふやうな趣旨におきまして、たとえば公共事業費の起債の中でも、六・三制の建築費の部分だけは、特別扱いをいたします。またいわゆる単独事業、補助金のない事業、老朽校舎の復旧といふやうな面につきましても、いわゆる単独起債の中の相当大きな部分を、これに特別のわくをきめて持つて行く。二十七年あたりもまだ決定していませんけれども、なるべくその方に持つて行きたいといふふうに努力して、従つて反面におきましては、他の事業にはなか／＼起債がまわらないといふやうなことになるかもしれません、とにかく義務教育は完成させたいといふ趣旨で、われ／＼は考えております。

○大矢委員 いま一つ、政府は地方の事務簡素化について熱心にやられておるやうであります、先日衆議院を通過した住民登録法施行法も、相当な費用がかかるのではないかと私は思ひま

す。これに対して一体実際に金を幾らやる計画か、それで全体でどのくらいかかるのか、それからこれも、われわれが二重監督行政の結果だと思ひますが、いわゆる外国人登録法によつて、約七十万人に近い外国人登録があり、特に大阪は一府で五十万人ぐらゐの朝鮮の人がありますが、こういう人の再登録その他いろいろな手続上の煩瑣な仕事があつて、また地方長官の許可を得て、それによつて初めて出すといふやうな、いろいろな手続があるのですが、これも三百人ぐらゐの村と同一な手続をしなければならぬ。しかも、大抵大抵に上つておるといふことであるが、これらの費用も、一体政府が見るつもりなのかどうか。事業ばかりやらせて、そしてその費用は見ないといふなら、もしこれは法律的に強制することができない場合には、もう耐えられないからやれませんかといふた場合に、一体どうなるのか。従つて法律を通す場合には、事務が煩雑になるけれども、ひとつやつてくれといふことで、費用の裏づけがなしに法律だけを通して、そして実際に実行が困難といふやうなことになる、これはたいへんなことになるが、一体費用が幾らかかつて、幾らやるつもりであるか。外国人登録などは、その一例をあげたのですが、そういう仕事は次から次にふえて来る。ことに正確に一つの国政を行おうとすると——特に政府は統計局といふものをこしらへたのですが、これは当然のこと、われ／＼もそれがなければならぬと思ひます。確実なデータなしに、政治は行われぬのです、これら統計調査一切が、次から次にあらゆる機関からば／＼に出てい

る。こういうことはまづたゞ地方なんか困り抜いておる。こういつた費用も、はたして政府は相当見るのかどうか。見なんだ場合に、拒否していいのかどうかといふことを、ひとつこの機会に、自治庁はそういうことをよく知つておられると思ひますから、それに対する対策とか方針を、この機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○農野政府委員 大矢さんのまことに御見識の深い御意見を拝聴いたしました、ただ財政的な面につきましては、ただお答えしたいと思ひます。住民登録に要します経費は、臨時的な経費と通常の経費にわけて考えなければならぬと思ひます。臨時的な経費につきましては、住民登録法の制定當時から、全額国費でまかなうといふふうな話が出ておるわけでありませう。その結果国家予算にも計上されておるわけでありませうけれども、住民登録の作成、あるいは附票の作成、これらのものは現物を国でつくりまして、市町村に交付するといふことになつております。また最初に登録いたしますときは、調査員を使わなければならぬわけでありませうけれども、調査員の手当につきましても、国費で持つことになつておりました、それらの経費も予算に計上されておるわけでありませう。通常の経費につきましては、反面世帯台帳の作成が必要になるとか、あるいは寄留法が廃止されるから、そちらの方でも経費がいなくなつて来る。そういうふうないろ／＼な関係から、むしろ負担は減つて来るのではないだらうか、こういうふうな考え方も一部あるわけでありませう。そこで昭和二十七年の地方財政計画をつくりませう

には、住民登録法がかりにしかれても、地方団体の負担は増額しないという建前をとつて参つて来ております。しかしながら平衡交付金の基準財政需要額をきめませう際には、戸籍事務費を住民登録費に改めまして、住民登録の關係だけで十四億三千二百万円程度のものが、必要ではないだらうかといふやうな考え方をとつておるわけでありませう。しかし反面寄留関係の仕事がなくなつて参りますので、戸籍事務費十二億八千万程度のものが九億五千万円程度になるだらう。従つて純増として十億四、五千万円ではなからうかといふやうな考え方を持つておるわけでありませう。しかし地方財源全体としましては、別途に、先ほど申し上げましたやうに、世帯台帳等で経費も浮いて来る面がありますので、地方の負担額自体には増減はないだらうといふやうに考えておるわけでありませう。

○門司委員 当局にもよく聞いておきたいと思ひますことは、直接地方財政に關する法律案として、この委員会にかけられておるものではないけれども、今大蔵委員会にかかつておりました、国有財産特別措置法案、この内容は地方の公共団体に非常に大きな關係を持つ内容でありますので、委員長にお願いいたしますことは、ひとつ大蔵委員会と連合審査の委員会の申請をしていただきたい、こう考えておるのであります。これを委員長にあつてお諮りを願ひたいと思ひます。当局に聞いておきたいと思ひますことは、この法律によりますと、国の持つております国有財産のすべてとは書いてはありませうが、ここに書いてありますのは、学校であるとかあるいは病院であるとかい

うやうやなものを、大体払い下げるやうに書いてあります。医療施設及び保健所といふもの、それから社会福祉事業法の二條に規定してある社会福祉事業の用に供する施設、あるいは学校教育法の一、九十八條に規定する学校の施設、それから社会教育法に規定してあります公民館あるいは図書館、博物館、それから職業安定法に定められてあります公共職業指導所の設置、それから住民に貸与したております住宅の施設、こういうものをたくさん書いてあります。そしてこれが全部、あるものは時価の五割で払い下げる、あるものは時価の三割で払い下げる、といふやうにづつと書いてあります。が、住宅などは大した影響はないかと思ひますが、いづれにいたしまして、地方公共団体では財政的に非常に大きな影響を持つ一つの法案でありますので、これについて自治庁の、あるいは地方財政委員会の意見としては、どういふ御意見をお持ちになつておるか。それから同時にこれらの移譲されたものが参りますと、勢い支出を伴つて参ります、これは自治庁としては起債その他これが許されるものであるか、あるいは現金でなければ買えないことになつておるのか、これをひとつ自治庁の御意見を先にお伺ひしたいと思つております。

○萩田政府委員 この点はむしろこの法律によりまして改善になるのであります、従来の国有財産法では時価払い下げといふことが原則になつておりました關係上、地方公共団体が公用に使う場合でも、そういう原則が適用になつて来る。それでこの法律によりまして、そこにあげられておりますやうなもの

につきましては、特に時価より安くなら
るということになりますので、われわ
れとしましては適当な改正だと考えて
おります。

○門司委員 どうも安くなるから適当
だというお話であります、その内容
をずつと調べてみますと、大体国がも
くろんでおります下下げをしようとし
る病院は、赤字の病院だけのようであ
ります。赤字の病院を背負い込んで
は、ただもつても経費がよけいにかか
つて困ります。それから同時にこれは
地方的には実態の問題として、軍の施
設でありましたものなどは、非常に片
寄つた施設でありまして、国が経営し
ておれば何とか形はできますけれども、
それが地方の公共団体に移譲され
て参りますと、非常に片寄つたところ
に病院があつて、利用率がずつと減つ
て来るような關係上、従つて経営がで
きなくなつて参りますれば、やはりそ
れだけ——せつかく国でやつておりま
すときにはある程度の医療の効果を発
揮しております、地方の団体がこ
れを譲り受けては困るようなことがた
くさんあると思ひます。従つてこうい
う面についてただ単に安く払い下げら
れるからいいということでは、私はこ
の問題は済まされないう思ひます。自
治庁の方ではどういふふうにかこれをお
考えになつてゐるか。もう少し詳しく
お話を願ひたいと思ひます。

して、これはまつたく自由意思による
移管、つまり納得したものだけ引取る
というふうな根本の建前をかえたわけ
であります。従ひまして赤字が出て非
常に困るというふうなところはもちろ
ん引受けませんし、かりにそれでもや
はり公的な施設としてやつて行こうと
いうところでしたら引受けをわけで
す。それからまたその移管いたします
病院そのものにつきましても、相当の
経費を国費として出しまして、移管す
るまでには設備も整備する。そうして
収支償うようにして渡す、そういう経
費も国費に見込んでおるようでありま
すので、必ずしもこれによりまして地
方に財政的な負担を多く押しつけるこ
ういふようなことはないものと考えてお
ります。

○門司委員 ちよつと私さつきの質問
の中で答弁が落ちておりますので、も
う一度お尋ねいたしますが、なるほど
経費につきましては六億と少しばかり
の金を見ておるようであります。そう
してそれで整備をするといつておるよ
うであります、私がさつき聞いてお
りますのは、国有財産を払い下げる場
合に、起債がこれに対して許されるか
どうか、特別な起債を自治庁はお考え
になつてゐるかということであ
ります。

○萩田政府委員 一般的に国有財産を
払い下げるということにつきましては、
特別の起債を許すわけではございませ
ん。ただたとえば学校の払下げを頼む
という場合には、それは学校建築の起
債として、その団体が学校が必要なら
ばその起債を認めるわけでございま
す。

きましては、これは年賦償還という形
で返す一種の起債、地方債として払下
げが受けられる、そういう措置を講じ
ております。

○大泉委員長代理 ちよつと速記をと
めて。

〔速記中止〕

○大泉委員長代理 速記を始めて下さ
い。

この際お諮りいたします。先ほど門
司委員から、ただいま大蔵委員会にお
いて審議中の国有財産特別措置法案に
対して、大蔵委員会と連合審査会を開
催したいとの発言がありましたので、
本法案について連合審査の開会を
申し入れたいと思ひますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大泉委員長代理 それではさよう決
定いたします。

明日は午前十時から開会いたしま
す。本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後三時四十八分散会

昭和二十七年四月十二日印刷

昭和二十七年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所